

<意見>

提出者名	指定都市市長会
題目	法人市民税のあり方
【意見の内容】	
i)種別	①新しい税制措置に係るもの ②既存の税制措置の拡充や延長に係るもの ※どちらかに○印を付してください。
ii)税目	①国税(税目: ) ②地方税(税目: 法人市民税 )
iii)関係法律条項	地方税法第294条、第321条の13等
iv)意見の詳細	法人市民税は、地域の構成員としての負担であり、市町村の基幹税目としての役割を果たしていることから、受益と負担の関係に反する、単なる地方間の税収の再配分となるような制度見直しを行うのではなく、まずは国と地方の役割を抜本的に見直し、その役割分担に応じた税源配分とすること。
v)措置を必要とする期間	
vi)理由(必要性・妥当性)	法人市民税は、地域の構成員である法人が、市町村から産業集積に伴う社会資本整備などの行政サービスを提供されていることに対する負担であり、単なる地方間の税収再配分となるような制度の見直しは、法人市民税の性格に反するものである。 地方間の財政力格差は、これまでも地方交付税制度などを通じてその解消が図られてきたところであり、今行うべきことは、国と地方の役割分担を明確にし、その役割分担に応じた税源配分とすることである。
vii)効果(期待される効果・税収の減収見込額)	法人市民税の性格である、受益と負担の整合性を図ることができる。
viii)その他参考となる事項	

<意見>

提出者名	指定都市市長会
題目	税制改正に伴う地方税法の改正時期
【意見の内容】	
i)種別	①新しい税制措置に係るもの ②既存の税制措置の拡充や延長に係るもの ※どちらかに○印を付してください。
ii)税目	①国税(税目: ) ②地方税(税目: )
iii)関係法律条項	
iv)意見の詳細	市税条例の改正に係る市議会での審議時間が十分確保されるよう、また、市民への周知期間が十分確保できるよう、地方税法の改正時期について引き続き配慮すること。
v)措置を必要とする期間	
vi)理由(必要性・妥当性)	地方税法の改正に伴う市税条例の改正は、市民の生活に多大な影響を与えるものであることから、市民の意思を代表する市議会での十分な審議を得た上で議決により行われること、また、市民への周知期間が十分確保されることが適切である。
vii)効果(期待される効果・税収の減収見込額)	市税条例の改正において、市民の意思を代表する市議会での十分な審議を得た上で議決により行われること、また、市民への周知期間が十分確保されることが期待される。
viii)その他参考となる事項	

<意見>

提出者名	指定都市市長会
題目	固定資産税等の優先徴収制度の創設
【意見の内容】	
i)種別	<input checked="" type="radio"/> ①新しい税制措置に係るもの <input type="radio"/> ②既存の税制措置の拡充や延長に係るもの ※どちらかに○印を付してください。
ii)税目	①国税(税目: ) ②地方税(税目: 固定資産税、都市計画税 )
iii)関係法律条項	地方税法第14条の10、14条の7、国税徴収法第13条 等
iv)意見の詳細	固定資産税・都市計画税の安定確保及び税負担の公平の観点から、課税対象不動産について滞納処分による差押えや競売等の手続が開始された場合に、手続開始後の固定資産税・都市計画税をその換価代金から優先的に徴収する制度を創設すること。
v)措置を必要とする期間	
vi)理由(必要性・妥当性)	<p>固定資産の所有者に課税される固定資産税・都市計画税は、ほとんどの場合、課税対象不動産について不動産の価格を上回る抵当権等が設定され、納税よりも抵当権者等への返済が優先される事態が生じている。</p> <p>その結果、毎年課税される固定資産税・都市計画税の滞納が累増している。</p> <p>現行制度では、新たに課税される固定資産税・都市計画税は、常に課税対象不動産に設定された抵当権等に劣後することから、当該不動産について滞納処分を進めることができず、また競売等の強制換価手続からも徴収することができない。</p> <p>適法に課税された固定資産税・都市計画税が、制度上徴収できないことは、市町村の基幹税目である固定資産税・都市計画税の安定確保や税負担の公平の観点から、著しく不合理である。</p> <p>そこで、上のとおり固定資産税・都市計画税の徴収制度の改善を要望する。</p>
vii)効果(期待される効果・税収の減収見込額)	市町村の基幹税目である固定資産税・都市計画税の安定確保や税負担の公平性の維持
viii)その他参考となる事項	・指定都市の市税未収額に占める固定資産税等の割合が大幅に増加している。 平成3年度28.2%(326億円)→平成19年度47.3%(936億円) ・現行制度では、新たに課税される固定資産税等は、常に抵当権等に劣

後するため、徴収が確保できない。

不動産を差し押さえた100万円以上の滞納物件のうち、約67%は現行法上、抵当権等に劣後し徴収が確保できない。